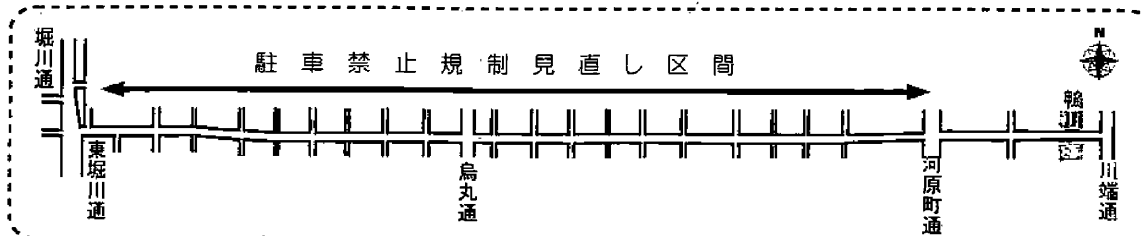


1 実施日

平成30年12月17日（月）

2 路線（区間）

御池通（河原町通から堀川通（東堀川通）までの間、約1,570メートル）



3 内容

駐車禁止規制の対象から、

6時から20時までの間の貨物集配中の貨物自動車を除く

4 見直し理由

政府が推進している「働き方改革」の一環として、安全かつ円滑な交通を確保しつつ貨物集配中の車両が駐車できる場所を増やすなどの、物流の必要性に配慮した駐車規制の見直しを行うものです。

この区間につきましては、道路交通環境として、

- 車線数に比して交通量が多くない区間
- 自転車・歩行者の安全な通行が阻害されない区間
- 道路幅員又は車道幅員が広い区間

であり、貨物自動車の駐車が交通の安全と円滑に与える影響が小さい場所であることから、貨物集配中の貨物自動車の駐車需要と運送業界からの要望も踏まえて、駐車禁止規制の見直し区間としたものです。